

ヤングケアラー

こんなことをがんばっていませんか？

……ヤングケアラーとは……

本来大人が担うような、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもを指します。



障がいや病気のある
家族に代わり、買い物・
料理・掃除・洗濯などの
家事をしている



家族に代わり、
幼いきょうだいの
世話をしている



障がいや病気のある
きょうだいの世話や
見守りをしている



目を離せない家族の
見守りや声かけなどの
気づかいをしている



日本語が第一言語ではない
家族や障がいのある
家族のために
通訳をしている



家計を支えるために
労働をして、
障がいや病気のある
家族を助けている



アルコール・薬物・
ギャンブル問題を抱える
家族に対応している



がん・難病・精神疾患など
慢性的な病気の
家族の看病をしている



障がいや病気のある
家族の身の回りの
世話をしている



障がいや病気のある
家族の入浴やトイレの
介助をしている

出典：日本ケアラー連盟の資料を基に作成

直面する問題

- ・通学への支障
- ・学習面での遅れ
- ・進学への影響
- ・友達と遊べないなど人間関係構築への影響
- ・重すぎる責任や負担のため心身の健康や発達に影響

私たちができること

自分ひとりで、がんばらなくていいよ

- ・相談
家のことをがんばっている人の話を聞きます。
話すことで、こころがちょっと軽くなるかもしれません。
- ・支援
お話を聞いて、まずは困っていることを一緒に考えます。
必要であれば、助けになるサービスが受けられるようお手伝いします。
- ・ピアサポート
ヤングケアラー、元ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し、励まし合えるようなつながりの場をつくれます。

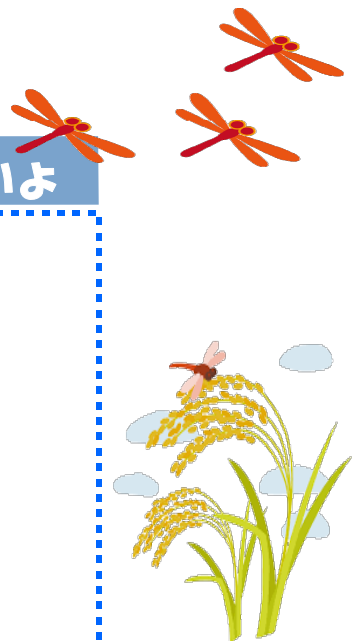
こんなサービスが考えられます

- ・きょうだいの世話をしている場合
 - ・ファミリー・サポートセンターの利用
 - ・保育所の利用調整 等
- ・ケアの対象者に障がいがある場合
 - ・居宅介護や訪問看護の利用
 - ・施設入所 等
- ・学習支援が必要な場合
 - ・教育支援センターや子どもの居場所
 - ・フリースクール等の利用
- ・共感できる相手を求めている場合
 - ・ヤングケアラー同士のピア・サポート
 - ・オンライン・コミュニティ

京都府ヤングケアラー総合支援センターHPより抜粋

なごみ

第 2 9 4 号
2026年9月1日発行
編集・発行
和束町人権啓発課
(人権ふれあいセンター内)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212





みんなで築こう 人権のまちづくり



7月27日に街頭啓発活動を実施しました

7月27日（月）の午前7時30分から白栖橋交差点付近で街頭啓発を実施しました。
この活動は8月の人権強調月間に向けて先駆けておこなわれ、当日は部落解放・人権政策
確立要求和東町実行委員会や人権擁護委員さんにご参加いただき、計17人で通勤や通学
途中の方々にティッシュなどの啓発物品を配布し、啓発活動にあたりました。
ご協力ありがとうございました。



和東町人権教育研究会新会員研修会

7月7日（火）当センターにおいて、今年度小
・中学校、保育園へ赴任された先生方を対象に
新任研修が行われました。研修講師には部落
解放同盟京都府連合会副委員長・吉田寿さん
をお迎えし、和東町内及び地域内の歴史や現状・
課題についてお話しいただきました。参加者は
講演を聞き、子どもたちの周りにおける人権問題
を学ぶとともに、人権教育が果たす役割の
重要性を認識されました。



ひとりで悩まず、まず相談を！

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。
悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その
問題の解決や解消を援助します。
人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』に
お越しください。

9月の相談日

月日・・・9月25日（金）
時間・・・午後1時30分～4時
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課（人権ふれあいセンター内）
でも人権に関わる相談を随時おこなって
いますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和東町人権啓発課
（人権ふれあいセンター）

TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

